

は　じ　め　に

近年、障害がある子どもたちをめぐる動向として、特別支援学校や小学校・中学校の特別支援学級だけでなく、幼稚園や小学校、中学校、高等学校などの通常学級においても、発達障害を含めた障害がある子どもたちが多数学んでいます。そして、特別支援教育の対象となる特別な支援を必要とする子どもの数も、年々増加傾向にあります。

国においては「障害者の権利に関する条約」の批准に向けて、平成 23 年の障害者基本法の改正、平成 25 年の就学先決定に関する学校教育法施行令の改正など、国内法を整備するとともに、平成 28 年の障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の制定など、本条約の趣旨を踏まえて大きな制度改正を行っています。

本県においても、第 2 期「ひょうご教育創造プラン」に基づき、インクルーシブ教育システムの構築を見据えて策定した「兵庫県特別支援教育第二次推進計画」も最終年度を迎え、これまでの成果と課題を踏まえ、「兵庫県特別支援教育第三次推進計画」の策定に取り組んでいます。これまで本県が取り組んできた特別支援教育の基本理念を継承するとともに、障害のある子どもも、障害のない子どもも共に自己実現をめざす共生社会に向けたインクルーシブ教育システムを構築するため、連続性のある多様な学びにおける教育と、関係機関との連携による切れ目のない一貫した相談・支援体制の充実を図ることを目的に策定しています。

また、教育公務員特例法の改正をふまえ、「兵庫県教職員研修計画」を策定し、「兵庫が育む　こころ豊かで自立したひとづくり」の実現をめざし、次代を担う子どもたちの学びを支える教職員の資質向上を図るための研修を体系的・組織的に行っています。

このような状況を踏まえ、当センターにおいて、小学校・中学校の教職員を対象とした特別支援教育ハンドブックを作成しました。日常の教育活動に使いやすいように、各項目ごとに Q & A 形式で整理しています。

このハンドブックが、一人でも多くの子どもたちのために、そして教職員のために活用されることを期待しています。